

コーケン

定 款



コーケン株式会社



第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、コーケン株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 社会的課題解決に資する事業
2. 前号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市東成区東小橋3丁目14番26号 鶴橋ビルM 801号室に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、100株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

- 第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。



(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印したものを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)



第 11 条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(以下、「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2. 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第 14 条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ代表取締役社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役



(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期はその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第20条 取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名を定める。当社に置く取締役が1名の場合には、当該取締役を代表取締役とする。

2. 代表取締役は、社長とし、当社を代表する。

3. 当社の業務は、代表取締役社長が執行する。

(報酬及び退職慰労金)

第21条 取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(配当金の除斥期間)

第24条 当社が、剰余金の支払の提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第25条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。

(最初の事業年度)

第26条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和6年3月31日までとする。

(発起人の氏名ほか)



第 27 条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受ける株式数及び株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

大阪市生野区田島 5 丁目 16 番 12 号

伊比正敏

10 株 金 50 万円

大阪市生野区田島 5 丁目 16 番 12 号

李 蓮英

10 株 金 50 万円

(法令の準拠)

第 28 条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、コーケン株式会社の設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

令和 5 年 8 月 24 日

発起人 伊比正敏

①



発起人 李 蓮英

①





認証登簿 令和5年 第 253 号

嘱託人2名は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が伊比正敏 及び 李 蓮英 である旨及び同人らが暴力団員等でない旨を申告した。

嘱託人2名は、本職の面前で、自己の記名押印を自認する旨を陳述した。

よって、この定款を認証する。

令和5年8月25日、本職役場において。

大阪市天王寺区東高津町11番9号

大阪法務局所属

公証人

金木秀文

